

第4回 第十一次東大和市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時 令和7年11月20日（木曜日）午後7時～ 午後9時
場 所 中央公民館301学習室
出席委員 古賀委員、西委員、後藤委員、鈴木委員、太田委員、岡田委員、檜山委員、島津委員、
濱田(綾)委員、濱田(裕)委員、水落委員
欠席委員 渡瀬委員
事務局 市民生活課長、総務係
会議の種別 公開
傍聴者数 0名
会議次第 別紙のとおり
配付資料

（資料1）第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度年次報告書（推進状況調査報告書）の答申
（案）

（資料2）答申（案）新旧対照表

（参考資料）第3回 第十一次東大和市男女共同参画推進審議会会議録

（追加資料1）委員会等における女性の参画状況（調査票）（令和7年4月1日現在）

（追加資料2）答申（案）「はじめに」 新旧対照表

1 開会

会 長：それでは、定刻になりましたので、ただいまから第4回第十一次東大和市男女共同参画推進審議会を開催いたします。

本日の委員の出席につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

事務局：それでは、本日の委員の出席について報告をさせていただきます。

本日は、渡瀬副会長のほうから、遅刻もしくは欠席という形でご連絡を受けております。本日、古賀委員と西委員のほうはまだ来ておりませんが、特に連絡は現在受けておりません。

本日の審議会は、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例第25条第2項に基づき、本日の現時点での出席委員が12人中9人で、委員の過半数が出席していることから会議は成立しております。

事務局からは以上です。

会 長：ありがとうございました。

それでは、成立いたしますので、進めてまいりたいと思います。

まずは、傍聴人の方につきましては。

事務局：いらっしゃいません。

会 長：いらっしゃいませんか。

それでは、審議に入りたいと思います。

審議に入る前に、事務局からご発言の申出がございますので、異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局のほうから。

事務局：それでは、審議に入る前に、事務局より2点報告をさせていただきます。

1点目が、第2回の審議会で配布をいたしました資料3、委員会等における女性の参画状況(調査票)の修正についてです。

本日、追加資料の1、縦の表ですね、本日お配りしたこちらをご覧ください。

こちら、審議会の担当課のほうから、報告した委員総数に誤りがあった旨の先日報告がありまして、こちらを基に審議会等の男女比率について計算したところ、変更がありました。おわびして修正させていただきます。

修正内容を簡単にご説明させていただきます。

修正した審議会は2つございます。1つ目が、3附属機関等の中の1番、防災会議です。こちら、もともと委員総数が24名でしたが、会長である市長が集計から漏れていたとのことで、正しくは25人でありました。

なお、市長は女性ではあるんですが、女性委員数については市長も集計されていたことから、女性委員数につきましては修正はございません。

2つ目が、同じく3の附属機関等の中になります。こちら、2枚目のほうですね、26番、国民保護協議会、こちらの委員総数が、もともと28人と報告を受けておりましたが、こちらも同様に、会長である市長が集計から漏れていたとのことで、正しくは29人でありました。

なお、こちらにつきましても、女性委員数については市長も集計されていたことから、女性委員数については修正はございません。

以上の数値を修正した結果、女性委員の割合が32.5%と変更しております。以前お示していた比率が32.6%でしたので、0.1%減少しております。大変申し訳ございませんでした。

2点目でございます。次回の審議会についてです。次回、12月18日木曜日開催予定の審議会が、最後の審議会となります。そのため、次回はおおむね完成した状態の答申の最終案を確認、修正できればと考えております。つきましては、本日の審議会でおおむね答申を固めていただければと思います。委員の皆様におかれましては、本日の審議で漏れのないよう意見を出していただき、この場で答申案について文言の修正をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長：ありがとうございました。

数字の修正だとかは大丈夫ですか。

委 員：以前に予定されていた1月15日の審議会はないということですね。

事務局：こちらは予備日となっておりますので、現状としましては、最終日は次回と。もし何かあればという形で、予備とさせていただきます。以上であります。

会 長：よろしいですか。

委 員：はい。

会 長：よろしくお願いします。

では、資料のほうはよろしゅうございますね。

2 審議事項

会 長：それでは、審議に移りたいと思います。

まず、審議事項、第三次東大和市男女共同参画推進計画令和6年度年次報告書の答申について、審議を行います。

審議の進め方でございますが、まず初めに、当計画全般について、目標1から3ごとに事務局から説明をいただきまして、その後、皆さんに目標ごとのご意見、答申の内容を議論いただいて固めていきたいと思います。

今ほど、事務局からありましたように、次回を一応最終の目標にしたいと思っておりますので、今日は最後細かいお言葉ですとかということも含めてという内容を見ていただきたいと思います。

資料としては、この新旧対照表が、これ前回と今回の事務局案が一番分かりやすいかなと。答申案だと右側しか出ていないので、こちらを見ながら進めていくのがよろしいのかなというふうに思います。議事録を大体反映されているものかなとは思いますが、読み取った内容もちょうと違うんじゃないのとか、実はこうだったんだよとか、いや、これはやっぱりやめたほうがいいかというものを見ていただいて、効率的に進めていきたいと思います。

「はじめに」について

それでは、「はじめに」について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは、「はじめに」について説明いたします。資料2の答申（案）新旧対照表の「はじめに」をご覧ください。

「はじめに」についてですが、追加資料の2のほうも一緒にご覧ください。

「はじめに」についてですが、前回の審議会で、「はじめに」の有無についてご意見いただきましたため、会長と事務局で校正させていただきました。結果、「はじめに」と市長に宛てる鏡文は、それぞれ載せるのがよいという結論に至りました。

なお、内容については、事前配付の時点では調整中であったため、資料1及び資料2については、前回の内容を変更せずに掲載しております。事前配付後に内容の調整が完了したことから、追加資料2のとおり修正いたしました。

事務局からは以上になります。

会 長：ありがとうございました。

前回、委員から会長名の鑑文と「はじめに」というのが少しダブるんじゃないかというお話もありましたので、私のほうと事務局で相談をいたしました。鑑文は、会長が審議しましたということで出すものなので、どちらかというこの審議会でのオープンというのは、こちらの「はじめに」以降かと思うんで、これはこれで載せたほうがいいんじゃないかというふうに思いまして、案としてはつけてございます。

ちょっと中身が、あまり「はじめに」のところが毎回同じような、ちゃんと審議したからやってねみたい内容でしたので、少しめり張りというか、中身は見まして、今のこの横書きの、A4の横の案の最後のところですね、これを追加させていただいています。思いとしては、もうちょうどこの計画、10年計画の中間点を過ぎたところで、この答申が来年の1月に出ると、反映されるのは実はもうちょっと後になるので、残りの期間が実質4年とかというふうになってしまうということがありますので、少しスピードアップしてほしいとかという思いを書きました。ちょっと読ませていただきますね。

この答申を生かしていただき、目標を達成している事業については、周知・徹底を図り、着実な定着を図ってください。未達成の事業については、これまで以上に強力に推進して、残り4年間で必ず達成するようにお願いいたします。

ここでちょっと、「必ず」の間に「必ず目標を達成するように」というふうに入れたらどうかと思いますが、皆さんのご意見を賜りたいと思います。

思いは以上でございます。細かい言葉なんか、あまり私、格調高いのが書けないので、すみませんが修正いただければと思います。

ほかのボリュームが大きいので、あまり「はじめに」ばかり時間を費やす気はないので、こんなのでいいかなというのであれば。よろしゅうございますか。

（はい）

事務局：では、これで進めさせていただきます。

「計画全般について」について

会 長：それでは、続いて、計画全般についてというところに入っていきます。よろしくお願いいたします。

事務局：それでは、計画全般について説明いたします。

資料1及び資料2の計画全般についてをご覧ください。

まず、前回の審議会の中で、文章に感情が入ってしまっているのご意見がありましたので、修正案については客観的な表現を心がけて修正いたしました。また、より臨場感を持たせたほうがよいのではないかとのご意見をいただきましたので、具体的な内容を盛り込みました。

1段落目ですが、計画に掲げる各事業について、前回は例示を3つ紹介していましたが、ご意見を反映して1つとさせていただきます。

3段落目ですが、課を越えて横断的に周知してほしいというご意見をいただきましたので、新たに盛り込みました。

4段落目ですが、事業者や商業施設との連携についてのご意見から、産官学民で連携し、他市の商業施設においても情報発信できる拠点をつくることを検討するようという内容で、新たに盛り込みました。

5段落目ですが、小中学生の保護者は、スマートフォンから学校の情報を取得しているのご意見から、多くの市民はスマートフォンで情報を取得する旨を追加しました。また、「情報発信手段の利用者」という表現が伝わりづらいのご意見をいただきましたので、「SNS等の利用者」というように変更させていただきました。

なお、SNS等の利用者とは、ここでは市公式LINE、X、フェイスブック、市報などを指しております。

6段目ですが、前回の答申案で同じ内容を載せていましたが、より具体的な手法という意味で、セグメントの数を増やすという内容を新たに追加しました。セグメントの意味としては、区分けやグループ分けといった意味があり、セグメントの数を増やすというのは、情報発信する際により細かな対象者を選ぶことで、情報が届きやすくなるということができるという理由で、新たにこの表現を使わせていただきました。

事務局からは以上です。

会 長：ありがとうございました。

それでは、皆様方のご意見を賜りたいと思います。段落ごと、全体感だとか。前回のご意見、基本は大体入っているかなという気がするんですけども。かなり具体的なものを入れていただいたりとか。

委 員：何点か、3段落目、大きなイベント等でのところなんですけれども、これは多分僕が前回言った、各課で連携して、たしかそのときって、防災の総合訓練か何かで妊婦体験をした男性がちょうど来ていて、そういう女性の思いとかも経験できたというようなことの関連だったと思うんですけども、一応あの発言の意図としては、大きなイベントの中で各課が連携をするということよりは、常日頃各課で連携して、イベントに限らず、情報発信というのが、結構今回

の事業だと、何か情報発信を強化していくというのが多かったので、そういう意味では各課で連携してやってねという意味だったので、例えば窓口にパンフレット、その課の発信している情報だけじゃなくて、子育ての課のところに仕事のパンフレットだったりとか、何かそういう各課で横断的に取り組んでねという意味合いだったので、この3段落目だけでいうと、何かイベントに特化したような内容になってしまっているのかなと思います。

なので、私の意見だけでいうと、大きなイベント等でというよりは、各課ごとではなくて、課を横断したような情報、横断的な情報発信をしてくださいというようにしていただければな、なんていうのが1点。

あと、5段落目の多くの市民はスマートフォンで情報を取得していますというところなんですけれども、これもこういうふう言い切っちゃっていいのかなというのがちょっと1つ気になりまして、もちろんスマートフォンを使っている人は多いと思うんですけれども、高齢の方だったりとか、市民というくくりでいうと、スマートフォンで情報を取得していますと言い切るとちょっと強過ぎるのかなと思います。

ここで、文章でいうとしたら、スマートフォンで情報を取得している市民も増えていることからとか、そういうふうにとちょっと和らげたほうがいいのかなと思います。

すみません、もう一個、最後の段落で、下から2行目なんですけれども、必要な情報のみが必要な人に確実に届くよう工夫してくださいという、前回のお話で、多分情報があふれ過ぎていて、必要な情報がちゃんと届くようにしてほしいよねというニュアンスで、前回僕も参加していたから分かるんですけれども、文章だけ読むと、何か必要としている人に、必要な情報のみが、ほかの情報は来ずに必要な情報だけに来るようというふうな、ここだけ文章を見ちゃうと、そんなような感じがしちゃって、じゃなくていろいろな情報がやっぱり、何が必要かって分からないので、そこって必要な情報のみが必要な人に確実に届くというのは難しいと思うんですよ。なので、別にここは、のみだとかいうのは要らないのかなと、必要な情報がちゃんと必要な人に確実に届くようという表現でいいのかなということです。

あと、全然文言は関係ないんですけれども、商業施設等の情報発信というので、何かコープと提携、何かコープに置いていましたよね、上北台のコープのところ。

事務局：気づいていただけましたか。

委員：あれ、置いていますか、まだ。何か、今日見たら見当たらずで。分かんない、やめていなかった。

事務局：あれ、カウンターに置いていただきかったんですけれども、カウンターは本社の許可を得てというところで、レジのビニールとかの。

委員：あっちに変わったんだ。

事務局：荷物を整理するところの上のところには置かせていただけると。

委員：前に見たんですけども、何か、たまたまかもしれないんですけれども、そうやって商業施設とせっきく連携したら、イトーヨーカドーも1回それでなくなっちゃいましたけれども、やりっ放しじゃなくて、なくなっていたらもうそれっきりで終わっちゃうので、そこもちゃんと継続してできるようにするとありがたい。

事務局：カウンターとトイレに置きたかったんですけれども。

委 員：トイレじゃ分かんないですよ、僕。

事務局：女性のトイレのところに。

委 員：じゃ、トイレにはあったのかもしれないです。もしかして。

事務局：オーケー出なかったんです。ビニールのところだったら、店長権限らしくて、何か統一的な何かがあるみたいで。

会 長：でも、置いてはあるんですね。

事務局：置いてはありますね。でも、確認してきます。

委 員：はい。何かせつかくオーケー出たけれども、結構在庫がなくなっているようだと、結構利用者がいらっしゃるのかな。

事務局：ありがとうございます。

会 長：ありがとうございます。あとはよろしいですか。

委 員：はい、大丈夫です。

会 長：今、委員からのご指摘の、まずは横断的な情報発信については、これは日常的にということですよ。

委 員：そうですね、はい。大きなイベント等という。

会 長：わざわざ大きなイベントに限定しないで。こちらはよろしいですか。

それから、確かに多くの市民はスマートフォンでというのは、そうなんでしょうけれども、そうでない方もいらっしゃるという意味では。

委 員：ほとんどとかに変えるとか。ほとんどの市民、和らげるという意味であるならば。せつかく文章はあるので、あまり壊さずに。

会 長：市民と言わないか。多くの方がとかにしますかね。

委 員：それでもいいとは思いますが、和らげるのなら。市民というと。

会 長：非常に広がりますよね。全員かというようなニュアンスで。

委 員：そうなんです。

委 員：全員ではないだろうということで。

委 員：スマートフォンで情報を取得する方も増えているのでとか。

委 員：そういう書き方がいいと思います。

会 長：そういう書き方でよろしいですか。

事務局：多くの方がと、両方入れる。

会 長：いや、どちらかですよ。スマートフォンで情報を取得する方も増えています、多くなっています。

委 員：増えていることからみたいな、何かその意見でいいと思います。

委 員：それがいい。我々年配は、あまり使っていないよね、周り見たら。団塊の世代で人口多いですけれどもね。若い人はほとんど使っているけれどもね。

会 長：読めないですよ。

委 員：もう面倒くさくてできないわ。

会 長：じゃ、そんなものでよろしいですか。

あとは、確かに最後の段落のところは、必要な情報のみに限ることなくですよ。

委員：「のみ」は要らない。

会長：よろしいでしょうか。

ちょっと情報発信という言葉が非常に多いので、しょうがないなと思うんですけども。

委員：しょうがないでしょう。発信のほうだから。

会長：そのほか、ここの部分で気になる点、あるいはこれ言わなかったなとか。

委員：てにをはですけれども、6行目、新たな情報発信の創出のためとありますが、ちょっと言葉がこれ文法的にもおかしいので、情報発信という名詞のあとに「の」じゃなくて、新たな情報発信を創出するためというふうに訂正したらどうでしょうか。

会長：新たな情報発信を創出するため、産官学民で連携し。

委員：あるいは、創出まで続けて、それを名詞と捉えるのであれば、情報発信の創出のためとかね書き方はあるんだけど、最初のほうがいいかな。新たな情報発信を、「の」を「を」にしたほうがいいんじゃないかな、文法的に。

会長：ありがとうございます。よろしいですね。

産官学民と、あとイオンモールも結構行っているよみたいな話で、これで他市のということで、言っているのかと思います。そういう意図ですね。

事務局：いわゆる市民の方たちは行政境という認識がないと思うので、委員がおっしゃっていたので、他市の商業施設という形を入れさせていただいております。

会長：お願いします。

委員：内容というよりも、文言整理のところなんですけれども、以下の4点についてというふうに書いてございますので、第1に何々、第2に何々、第3に何々、第4に何々と言ったほうが分かりやすいのではないかなというふうに思いました。

以上です。

会長：ありがとうございます。

委員：小さいところなんです、この他市のところの付近なんです、より多くの市民の目に情報が「触れやすくできるように」が、「触れるように」とか、何かちょっと短くしてもいいのかなと思ったところと、あと他市の商業施設というところの意図は理解したし、賛成なんですけれども、何かちょっと遠いイメージがあるので、東大和市近隣のとか、何かちょっと、直近みたいなイメージがあったほうが、隣接したとか、すごい大きなことをしたがつているような感じ、初見でちょっと感じちゃったという理解なので。

会長：距離感ですね。

委員：あとは、これちょっと私だけかもしれないので、このままでも全然いいというところで、最後のほうのセグメントの数というのが、対象者ごとに適切なみたいなイメージだとは思いますが、何かセグメントが若干難しいかなと思いました。

委員：使わないほうがいいね。

委員：説明を受けて、確かにと思ったので、このままでも。

委員：これに携わっている人は分かるけれどもね。それは、ほかの人は分かんないですよ、これ。市民が読んだときに、何言っているんだろうと。

委員：ちょっと横文字が。

委員：あまり使わないほうがいいね。

会長：どう言いましょうか。

委員：日本語で書いたほうがいいよ。区分けとか、グループ何とかという、そのニュアンスを日本語で書いたほうがいいですよ。

事務局：区分けやグループ分けといった意味がありというところで、区分の数とか。

委員：難しいですね。

会長：これはこれで難しいですね。

委員：これはこれで。だから、セグメントで落ち着いたのかしらと思ったところだったんですけども。

会長：まず、委員からのご指摘の、市民の目に情報が「触れるように」、「触れやすく」ではなくてのほうがいいというのは、よろしいですか。

委員：ちょっとコンパクトになるかなと。

会長：あとは、他市というと、確かに距離感が何となくあるので、近隣の市のとかというふうに直しましょうか。

最後のセグメントのところは。

委員：ターゲット層ごととか、対象者の枠組みごと、何だか難しいですね。言い換えを今調べたんですけども。対象者の区分ごとにみたいな話らしいです。難しいな、これ。

委員：部門とか。

会長：要は、見やすいようにということですよね。

委員：そうですね。

事務局：実際に、私どもも送信する側として、5つぐらい、今ってあるんでしたっけ。LINEだと5つぐらいあって、当てはまるとチェックしちゃうんですけども、ただ、例えば子育てとあっても、小学生に知りたい情報なのか、中学生に知りたい情報なのかというところの分けがないんですね。なので、いわゆる子育てというやつをピッとチェックしてくると、中学生にとっては小学生の情報は要らないじゃんとなったりしているのが、見ると、ごちゃごちゃになっている感があるかなというところの意図で、そのセグメントという言葉を使わせていただいたところです。

何か、そういう区分とか区分けとかはそういう感じです。部門とか、そういったところをちょっと細分化することで、本当に小学校の情報が要らなければ、中学生の情報だけとか、もしかしたら中学生も3年生の情報だけとか、何かそういったものとかができてくると、ごちゃごちゃ感というのがなくなって、本当の必要な情報も入っていたんだけど、埋もれてしまっで見えなくなることがないようにしていただけたらなという意図で書いています。

委員：例えば、他の膨大な情報の中に埋もれないように、情報を細分化し、必要な情報が必要な人に確実に届くように工夫してくださいというぐらいにしておいてもいいのかなと。セグメントの数をというのは、情報を細分化するってこちらの作業なので。

だって、発信者の作業が細分化するという作業で、それを必要な方に送るような形に工夫してくださいというので、いいのかなと思う。

委員：今のお話を聞くと、やはりそういう作業をこちら側というのを聞けば、私も情報の細分化が

一番いいのかなとは思ったんですけども、この「セグメントの数を」の、ここの部分はなくても意味は通じるのかなとかいうふうに。「埋もれないように、必要な情報が必要な人に」という感じでのほうが分かりやすいのかな。

委員：あえて隠すみたいなの。

委員：セグメントとか入れちゃうと、しかもこちら側の作業、確かにと思いました。

委員：それでいいんじゃないの。

委員：うん。それでいいんじゃないかな、ないほうがすっきりする。

委員：情報を整理しとかですかね。でも、なくても意味は通じる気はします。

委員：分かりやすく通じるのがいいですね。

会長：見やすいようにとか。

委員：だからね、市役所の人がこれを分かるように、市役所の人が分かってくればいいんでしょう、これ。

会長：これって、でも完全にスマホを使うイメージですよね。あるいはネットを使うイメージですよね。だから、ひょっとすると紙の人にもいるんだと思うんですけども、だとすると膨大な情報の中に埋もれないように、情報を見やすくしとか。それこそ漠然としますけれども。

委員：見やすく整理しとか。

会長：見やすく整理し、見やすく発信しとか、また発信になっちゃいますね。

委員：漏れないということを言いたかったと思うので、そこにフォーカスするので十分なような。

委員：私もそれでいいと思うので。

委員：必要な人というのは、これはいるのかね。必要な情報が確実に届くように工夫してくださいと、さっぱりするんじゃない。

委員：そのほうがいいかもしれないですね。必要が3回来るとしつこくなるんですよ。

委員：必要な情報が必要な人ということ、何かくどいよね。

委員：くどいんですね、文章が。

会長：あえて、くどく言っているんですね。必要な情報を必要な人というのは。

委員：いろんな情報が来過ぎてしまうからというので、こういう文言だったような記憶があります。

会長：そうです。

委員：必要な人というのがちょっとね、特定できないんじゃないかな、これは。必要な人というのは、その人によって違うから。

委員：適正とかのほうがいいのかなとか。過不足なく、その人にマッチするよう。

事務局：それはどちらのほうですか。必要な情報ではなくて、適正な情報がですか。

委員：後半のほう。

事務局：後半の必要ですか。

委員：必要な情報というの自体も繰り返しになっちゃうというのであれば、他の膨大な情報の中に、必要な情報が適正に確実にとか。

委員：最初の必要な情報を取っちゃう。

会長：情報発信する際には、膨大な情報の中に埋もれないように、必要な情報が必要な人に確実に届くよう工夫してください。

委員：もしくは、必要な情報が確実に届くようにでも。そこは、どのぐらい強調したいかによって。

会長：ちょっともう一度読みます。情報発信する際には、膨大な情報の中に埋もれないように、必要な情報が必要な人に確実に届くよう工夫してください。これは多分、必要なものが必要な人というのも。

委員：そこは強調するところでしょうから、いいと思います。

委員：じゃ、必要を1個取ると。

会長：必要な情報が他の膨大なというところはもうなくて、膨大な情報というのはもうあるので。

委員：漏れないが言いたいんですよね。

委員：これを読んで、市役所の人が分かればいいですよ。市に対してこれを答申するんだから、そちらに座っている事務局の方がよく分かりましたという文章だったらいいわけですよ、受けるほうが。

委員：市民の大意です。

委員：受けるほうがね。

会長：一旦、この案でいいですか。ちょっと最後、もう一度読み直したときに、やっぱりくどいとなれば、最後直しましょう。

計画全般の中、内容的にはよろしいですか。漏れているものは。言ったぞというのがなければ。

(はい)

「目標1 ともに個性と能力を発揮できる社会の実現」について

会長：次にまいります。目標1のほうにまいりますので、事務局からお願いいたします。

事務局：それでは、目標1、ともに個性と能力を発揮できる社会の実現について説明いたします。

資料1及び資料2の目標1をご覧ください。

まず、1段落目ですが、かるがも一時保育室については、代替のサービスを利用できるよう周知するだけではなく、当事者が代替のサービスを利用できることが大切だということを強い表現で入れてほしいとのご意見をいただきました。そこで、改めて担当課に確認したところ、一時預かり事業については、もしかるがも一時保育室の利用者全員が利用を希望しても、利用できるだけの空きがあるとのことでした。そのため、全ての利用者が希望すれば、代替サービスを受けられるように案内を徹底してくださいと修正いたしました。

2段落目ですが、かるがも一時保育室の事業に限らず、ほかの事業についても、もし廃止になるものがある場合は、段階的に廃止するなど、丁寧で柔軟な対応をしてほしいというご意見から、新たに盛り込みました。

3段落目ですが、小学校の居場所づくりについて、小学校の朝の受入れ時間についての工夫や、朝の受皿についてご意見をいただきましたので、新たに盛り込みました。

4段落目ですが、目標1の施策の文言に合わせたため、1行目の文言修正をしましたが、そのほかの部分については修正しておりません。

5段落目ですが、女性のリーダーを登用するなど、女性視点の部分について、男女共同参画の

観点から、より幅広い視点を入れたほうがよいのではというご意見がございましたので、幅広い視点と修正させていただきました。

事務局からは以上です。

会 長：ありがとうございます。

事務局から説明がございました。

皆さんのご意見をお願いいたします。

大きくは、かるがも事業、それから小学校、それから男女の働き方と避難所の話になります。お願いします。

委 員：かるがもの件ですけれども、段階的に廃止するというのは、徐々に廃止するということですかね。ちょっと意味が分かりにくいんですけれども。段階的にじゃなくて、廃止する事業が廃止する場合には、その廃止するという、いつ廃止するのかという情報を早くにインフォメーションしてほしいというのが多分言いたいことだと思うんですけれども、段階的に廃止するってちょっと分かりにくいんじゃないですか。分かりにくいというか、ちょっと意味が。

会 長：この段落は、かるがも事業ではなくて、ほかの事業をもしやめるとなれば、段階的にとか、いきなりやめるのではなくてということを行っているんですよね。違いますか。事務局、補足してください。

事務局：例えばなんですけれども、今、狭山保育園でやらせていただいているんですけれども、いきなり廃園ではなくて、入園の受入れをやめて、今ある在園生というのが卒業するまで、そういった段階的に6年か5年かけて廃止するということですか、またそういう、いきなりではなくて、弾力的な終わらせ方というのをやるという。

かるがもは、1からゼロになったというか、100やっていたのがいきなりなくなってしまったということがあったので、それを例えば利用者が少ないほうから廃止していくとか、受入れがきちっと、受入れ先が伴ってからその事業を廃止していくとか、そういった意味合いを書きたかったというところから、そのような文言にしたというところですよ。

ただ、段階的という表現が一般的ではないのかもしれないなというところは、今、委員からご指摘いただいて、そうなのかもなというふうに思いましたけれども、意図的にはそうです。

委 員：意図は分かりましたけれども、それがこういう表現で伝わりますかね。ほかの表現があれば、ちょっと今、思いつかないですけれども。

会 長：要は、きちっと経過措置を取ってくださいというようなことの趣旨ではあるんですけれども、ちょっと日本語が。

委 員：かるがもは、もう突如廃止だったし、段階的にやめられるような類の事業でもないんですよね。

事務局：段階的にやめようと思えば、やめられたんですよ。

事務局：かもしれないです。先ほど、私が言うのも何なんですけれども、例えば人気のない事業はまずは廃止して、人気のある事業は受入れ先が見つかるまでは維持するというような感じでも、もしかしたらできたのかもしれないかなと思ったりはしているんですけれども、ただ、私、その課の、主管課ではないので、どういう事情があるのか分からないんですけれども、ただ、そういった配慮もしてもいいんじゃないのというのを、私の意見ではなく、審議会としてだった

ら発信してもいいかなという意図で書いています。

会 長：かるがものこの事業についてか、この1段落目で、もう決まってしまったことなので、あとは代替のサービスを受けられますよという案内をしてくれと、そういうことはやってくれという言い方でとどめているんですね。そのほかの事業も、今後そういう事業の改廃とかがあるとすれば、段階的に経過をちゃんと見て、丁寧に対応してくださいという、これが2段目になりますけれども。という趣旨でよろしいんですね。

委 員：段階的に廃止するということところを、例えば廃止する場合、時間をかけて丁寧で柔軟な対応に努めてくださいという形でもいいのかな。要するに、さっきの保育園じゃないですけれども、時間をかけて廃園に持っていくわけなんで、いきなりぽんと切るわけじゃないんで、段階的という、結局そういうことになるので、時間をかけるというのが段階的な廃止の形になると思うので、それでいいのかなという気はします。

会 長：いかがでしょうか。

委 員：かるがもとか、そういう保育関係であれば、幼稚園とか、段階的というのはいいかも分かりませんが、ここで限らず、男女共同参画推進に資する事業と大きく捉えているので、段階的というのはなかなかほかでは考えられないんで、今、委員が言ったような時間をかけてとか、何か丁寧にやるみたいなニュアンスを出したらいいのかと思いますけれどもね。

委 員：例えば、少しずつやめるのではなくて、来年はこういう形でやっていきたいんだけど、そこで終わったら、次に市に投げかける形で、徐々に縮小していくとか、今年はこんな感じだったんで、じゃ来年はこういう形でちょっと続けるのは厳しいので、皆さん、ちょっと検討してみてくださいという形で、時間をかけて、説得する形で、次の年、終わるのは別にいいと思うんですよ。

そういった意味で、いきなりやっぱり来年はやりませんよ、ぽんと切るんじゃなくて、そういった意味での時間をかけて丁寧という部分になるのかなという気がします。

委 員：周知徹底するみたいなね。

会 長：今のご意見は、だから今日の明日、すぐやめるのではなくて、やめるにしても、ちゃんと説明をして、その時間もあるし、やめ方もあるよということですよ。

委 員：両方ね。

会 長：どうでしょうか。

委 員：大体、やめるときはみんなスパッとやめるのが多いんですよ、事業は。ほとんどそうです。段階的なんでないですよ。保育園とか、そういうのは別としてね。

委 員：説明がちゃんとあればよかったですね。特に、かるがもに関しては。

委 員：かるがもの場合はこれでいいかも分かんないけれどもね。保育園とか幼稚園の場合はね、新規を入れないといって、卒業するまで段階的に解消していくというのは、説明つくけれども、ほかの事業はほとんどスパンとやめていますよ。市役所で計画しているやつは。

会 長：最近、いろいろ事業の判断も早くなっていますからね。

委 員：だから、今、委員が言ったような、そういう説明する時間とか何か、そこのほうに重きを置いてあげたほうがいいかも分かんないね。全般的に通用するから。

会 長：時間をかけてというのをに入れて、事業を廃止する場合、時間をかけて丁寧で柔軟な対応に努

める。

委員：時間をかけないほうがいいものもある気がして。

委員：そうなんですよ。

委員：スパンとやめるやつね。

委員：何か、利用者への例えば周知期間や代替策、代替案を確保するなどみたいな、周知期間とか。代替案がないやつもあると思うんで。

委員：ある。スパッとやめて、代替案はない。

委員：やめて終わるものもあると思うんですけれども。

委員：だから、周知期間だよな。

委員：周知期間を確保するなど、周知期間の確保や必要な代替措置を講じてだとか。

会長：要は、丁寧に対応してくれれば。

委員：そう。スパンじゃなくて、周知するか、必要だったら。

会長：この最後、丁寧な対応ということですよ。乱暴じゃなくてという意味で。

委員：だったら、本当に段階的に廃止する等は取っ払っちゃってもいいのかな。

委員：取っ払っちゃっていいんじゃないの。ないほうが分かりいいかもしれない。

委員：周知期間があるといいですね。法律の成立と施行日が違うみたいに、周知期間が。

会長：事業に限らずの後の「男女共同参画推進に資する事業」って、私たち、これの話をしているので、あえて要るのかなと思ったんですけれども。何か、ぼけちゃいますか。事業に限らず、他の事業というか、事業を廃止する場合ということ、何かここはえらい長いなと思ったんですが。

限らず、事業を廃止する場合、先ほどの何でしたっけ。

委員：周知期間の確保や、必要な代替措置を講じるかとかが要るかどうかはちょっと、お任せします。

会長：むしろ、そこも丁寧に言ったほうが、何か男女共同参画推進事業ってわざわざ言わなくていいかなと思って。

委員：それに対してということですよ、全部が。

会長：むしろ、その後の、廃止する場合、きちっと周知期間を設けるなど、あとは何でしたっけ、すみません。

委員：必要な代替措置を講じるなどとかですかね。

会長：必要な代替措置を講じるなどの説明や、代替措置を講じるなど、丁寧に柔軟な対応に努めてくださいと。よろしいでしょうか。

じゃ、かるがもから派生した事業の廃止までは、これでよろしいですかね。

委員：すみません、1段落目、2行目なんですけれども、かるがも一時保育室の全ての利用者が希望すればというのがちょっと気になっていまして、別にこの代替サービスというのは、かるがもを使っていなかった人でも、やっぱり一時利用希望者っていると思うんですよ。かるがもがなくなってからも、かるがもを使っていなかった人でも使いたい人って新たにいて、だからあえて別にかかるがも一時保育室の全ての利用者が希望すればではなくて、一時保育室利用者、利用希望者とかでいいんじゃないかなという気がします。

委員：そっちのほうがいいんじゃない。広くね。

委員：別に、かるがもの人たちを救うものじゃなくて、普通に一時保育室を使いたい人を救ってほしいので。

案内を徹底で、2,000人利用者がいたわけじゃないですか。それが延べなのであれですけども、それが全員カバーできているというのがちょっとよく分からないんですけども、その案内を徹底するでいいのか、その環境整備の充実に取り組むべきなのじゃないかなと思うんですけども。代替のサービスを受けられるように案内を徹底してくださいじゃなくて、サービスを受けられるように環境整備の充実に取り組んでくださいのような気がするんですけども、今これ、案内を徹底してくださいというのは、もうあるということですね、環境整備が。

事務局：こちらの意図としましては、要は代替措置の枠が、延べの人数の2,000人を受け入れるキャパがあったというところなので、もう環境整備自体はできているのかなと。なので、そういう受け入れられますよということの周知を徹底することで、希望した人がその枠に入っているだけのようなという形、最初は、私どももそういった意図でつくったんですけども、裏を取ったときに、一応かるがもをやめるときに調査をかけたみたいなんですけれども、やめても大丈夫かどうかといったときに、枠としては受け入れられるというところがあったので、そうすると枠をつくってくださいと言っても、できているよという話で終わっちゃうなと思って、であれば、こういった表現がどうかというところで考えたというのが意図です。

委員：何かのニュースかな、東大和のニュースか分からないんですけども、代替案が整ったというので、見たんですけども、外部の、それこそ企業の力を借りて、代替サービスを行うというのを見ました、昼過ぎに。だから、ちょっと安心したという記憶があるんですけども。

事務局：かるがもの利用者が受け入れるのって、結構どろんこ保育園だったりするので、その辺でやっぱり企業の方に入っていて、保育園の運営をやっていたりしているのも、もしかしたらそのお話なのかもしれないですね。保育園の運営は、もういろんな企業さん、企業さんというか、法人さんがやっていたりして、直営は本当に今狭山しかないのも、企業の方が受け入れてくださるという土壌を整えたところがあります。

委員：そうですね。その一環かもしれないです。だとしたら、やっぱり案内のほうがいいのかもしれない。

会長：今の事務局の説明を受けてですが、いかがですか。

委員：大丈夫です。それがちゃんと整備されているのであれば。また、署名活動とかが起きていたので、そもそもかるがもって、何かその辺って丁寧にやっぱりやったほうがいいのかなと。

事務局：確かに、値段とかがかかっちゃう。民間なので、営利というのがあって、受入れ先はあるんですけども、断念された方とか、やっぱりいらっしゃるのは、お金の問題とか、今までかるがも保育園でできていて、おやつ代とかはかかっていたつけ、全くかかんなかったでしたつけ。

基本的に、市の職員なので、税金で運営させていただいているところなんですけれども、預けると1人幾らとかと言っていましたつけ。何か、その企業さんによってやっぱり値段が違ってくるので、ですので、こういったかるがもを継続してほしいというのがいただいていたような気がします。

あとは、市の職員なので、ずっと慣れ親しんで信頼関係とかがあって、市の職員に会いに行

く子どもとかもいたのは事実で、そんな感じで安心感とかがあったというのも聞いています。

会長：じゃ、案内でよろしいですか。ちょっと内容までいくと、もうちょっといろいろ言い方が違うかもしれないですけども。

それでは、次の中で、小学校の課題については、前回の審議会でご意見が出たところで、これを追加してもらっていますが。

委員：これ自体は賛成ですという前提で、小学校の受入れ可能時間を拡充してくださいというのと、先生の負担が増える。この件に関して、多分昨年とかに、やってほしい、教育をやってほしい、いろいろやってほしいけれども、結局教員の方、そこに携わる方のやっぱり負担が大きくなり過ぎないような配慮をというような、それ的な文言が何か入っていたと思うんですね。ここに、その雰囲気を残したほうがいいんじゃないかなと思って、要望を出すのはいいんですけども、先生が嫌にならないような、議論の中ではそういうことも多分出されていたと思うので、学校側の負担も考慮したようなニュアンスの、すみません、何を入れたかは忘れたんですけども。

委員：取りあえず、今やっているのがどういう状態、多分教員の方は一切ノータッチなんですよ。時間以外は。前も後ろも。基本的には。後ろに関しては、今放課後子ども教室は一応全校でやってはいるんですけども、ただ、学校によってフルにやっているところもあれば、1日のところもあるし、週に、それはもう校長次第なんで、あとはボランティアさんのいるところといないところがあるので、そのボランティア次第という。

朝に関しては、私ちょっと情報ないんですけども、小平のほうの小学校は、8時15分に扉を開けるので、校舎の、それ以前に来た子は体育館に預かるんですよ。体育館に預かるということはやっています。そこにはやっぱり一般のボランティアの方がサポートで入って、そこで15分まで待っていていいよと。預かるというのはやっています。

それが前後のあれなんですけれども、基本的には今先生は一切ノータッチです。小学校。というか、タッチさせないですね、校長先生が特にね。

委員：そういうニュアンスが入っていると、何か配慮。

委員：多分、それが今当たり前になっているんじゃないかなと思います。教員が関係しないというのが当たり前となっているので、だから、前後に関してはボランティアがいるかないかで、できるかできないかなという形かなと思います、今は。できれば、あまり学校格差がないようにやっていただければ、一番いいんですけども、そうもいかないの、ボランティアも今、減っちゃって。

委員：私も小平の話をしようと思ったんですけども、やっぱり有償ボランティアだそうです。

委員：そうですね、有償ですね。放課後も有償なんです。

委員：これを訴えるなら、やはりそういう、教員の方にちゃんと気を遣った文言は入れたほうがいいです。というのは、教員の方も子どもを預けてから学校に来ているので。

委員：本人がね。

委員：そうなんです。これはもう男女参画の会議なので、もう教員の方がやらなきゃ駄目という文言に見えてしまうので、でも実際は、本当に小平市がいい例なんですけれども。

委員：放課後はもう全部、一応有償です。

委員：そう、放課後も有償ですよ。

委員：お金、幾らも出さないんですけれども、一応有償です。その辺に関しては、法律的なくくりが、朝と放課後は社会教育の分野になっちゃうんです。社会教育のほうでやれと、学校教育はやりませんよという、もうきっちり出ちゃっているんで、その辺のところは。ただ、あまり外部の人が入ってくるのが嫌な校長のときにはやらせてくれないんです。たまにいますよ。あまり見られたくない校長というのはいらんで、そういう人もあまり、減ったんですけれどもね、昔よりはね。ただ、有償でボランティアをやってくれる方もなかなか今は減っちゃっているんで、理想としてはぜひやってほしいというふうに文言を入れるのは、すごくいいと思います。

委員：市に訴えるのは。でも、基本教員はやりません。今、おっしゃった理由で。

会長：ありがとうございます。

 昨年の答申は、目標3の最後のパートで、ちゃんと人権尊重に取り組むための時間的なゆとりのある、教職員がゆとりのあるような環境整備と。

委員：そうか、最後、人権も取り組んでくださいという感じだったよね。

会長：人権のところ、ちゃんと取り組めるようなゆとりを持たせるように、それからこの教職員も人権を尊重されるべき存在であることの理解を広めることも大切ですよ、あえてここに書いて。

委員：目標3だから人権にいくということですよ。

会長：そうなんです。今回のここは、もっと具体的に目の前の、朝来て夜帰るところというところなので。

委員：あとは、子どもを預けられるようにの後に、有償ボランティア等を活用し、小学校の受入れ可能時間帯を拡充してほしいという形に書けば、先生は別にいいよ、やらなくたってということになると思う。誰がというのをちょっと付け足せば。ただ、有償ってやっぱり入れておかないと、きっと人も集まらないと思う。有償にしても集まらないので。

委員：でも、いいじゃないですか、そこに予算かけてやってほしいという要望で。有償ボランティアの活用で。

委員：そうですね、もう本当に入りたいです。こっちの活用のために予算をつけてほしいと、おもいきり入りたいですね。

会長：あえて、教職員の負担をどうこうではなくて、やり方としてそこに具体的に書くと。

委員：それが分かりやすいと思う。

会長：そういうことですね。ありがとうございます。

 最後の段落にあってよろしいですか。小学校ところは何かほかにありますか、大丈夫でしょうか。

 ともに働きやすい環境の実現についてということで、これは国の事業がなくなっても、ちゃんとというようなことだったと思うんですけれども、あとは最後は避難所の運営についてと。ちょっとまた毛色が違うので、読んでいくと流れだとかは。

 最後の2行は、確かにリーダーの登用ということではなくてというのは反映されていますし、こちらのほうがよりいいかなという印象だと思いますけれども。大丈夫でしょうか。

委員：すみません、文言整理なんですけれども、3段落目のところで、である調とですます調の混在と言いますか、朝や放課後の居場所づくりが「あるが」ではなく、「ありますが」がよろしいかと思います。

会長：ありがとうございます。

それでは、よろしゅうございますか。

(はい)

「目標2 互いの人権を尊重できる環境づくり」について

会長：それでは、目標2のほうに移りたいと思います。事務局からお願いいたします。

事務局：それでは、目標2、互いの人権を尊重できる環境づくりについて、ご説明いたします。

資料の目標2をご覧ください。

まず、1段落目ですが、昨年と同様に人権教育については盛り込んでほしいというご意見をいただきましたので、新たに盛り込みました。

なお、内容については、前回の答申を参考に入れております。

2段落目ですが、性の多様性については、人権教育とともに早期教育が大切というご意見をいただいたことから、人権教育とともに新たに盛り込みました。

3段落目ですが、被害者に寄り添った相談支援体制の充実のところ、どういう被害者かというところを補ったほうがよいとのご意見をいただきましたので、大人に対しての暴力やハラスメントという文言を修正しました。

4段目については、前回と同じ内容で変更はございません。

5段落目ですが、ひとり親家庭ホームヘルプサービスの事業に特定すると、有料事業であるため、市としてはあまり改善ができなくなるため、ひとり親家庭を支援するような事業と広く考えて拡充していくような表現を入れてはとのご意見をいただきましたので、新たに盛り込みました。

事務局からは以上です。

会長：ありがとうございます。

前回、この目標2は修正前のところが非常にさらっとしていたので、もう少し教育の大切さだとか、そういうものをちゃんと入れましょうという趣旨で、見直し修正案になっています。

ちょっと私が思ったのは、この最後のひとり親家庭を支援する事業という3行が、というか、職員研修って一番最後なのかなというのが。むしろ、事業について全体を言って、最後に職員なのかなという、最後の段落とその前の段落は変えたほうがいいかなというのはちょっと、最初にちょっと私の意見として申し上げます。あと、それぞれの段落について、ご意見をいただければと思います。

委員：真ん中の大人に対しての段落で、男性が相談したい場合という、この「したい」が何かバランスとして変な文章になっちゃうんです。男性が相談を希望する場合とか、何か、「したい」というのは変ですよ、文章としてですけども、内容に関してではないです。

それから、最後、今、最後ではなくなるのかもしれないですけども、ひとり親家庭に関し

て、国や都が実施している様々な事業において、対象から外れた場合というのはちょっと弱いんですね。対象から外れているものに対してとか、これは外れた場合ではなくて、外れているわけですから、ものに対しては、取組の充実を図ってくださいも、これも弱いんですよね。取り組んでくださいとか、何かもっと強い口調で構成していただきたいというのが、私の希望です。

会 長：ありがとうございます。

こちら、委員の意見でよろしゅうございますか。

委 員：今のひとり親の事業なんですけれども、どうして入ったんだっけという、ちょっと前回のも見たんなんですけれども、というのも、ひとり親支援ということ自体が今、来春からいろいろ変わるのもあって、ちょっと揺らぐタイミングなので、ひとり親家庭支援事業自体がちょっと今ふんわりしちゃっているから、それで対象が外れた場合のという、その意味合いとか、何か一見落とし穴に入っているようでいて、国とかの対象じゃないということは、もう一番の最下層な状態じゃないんだということだと思えるんですけれども、今の文脈だと。

ひとり親家庭を救えばいいというものではなく、そもそも離婚をしても、父と母、両親が適切に養育に関与することが子どもの利益にとって望ましいという理念で法律が去年変わって、来春施行という、そのタイミングで、ここで何を言っているのかなになりかねないと思う。そこが、引っかかったところです。

会 長：これは、事業はどれでしたっけ。

委 員：多分、今までの流れと話題と、何か利用者の数ですよ。

会 長：お一人しかいないけれども、九十何回使っていらっしゃった方が、国の資格要件は非常に厳しいので、なかなか増やしたくてもなかなか増えないみたいなお話で、だったら市で代わるものをサポートしてねというのがこれ。答申案の文章にはなっています。どの事業でしたっけ、すみません。

事務局：事業としましては、ひとり親家庭ヘルプサービスという。

会 長：ヘルプサービスでしたっけ。

事務局：はい。前回のやり取りというところで、議事録を見ますと、8ページのところのやり取り、この辺がここへの反映の内容という形にはなっていると思います。

会 長：そうですね。ひとり親家庭ヘルプサービスについて利用者1名というところで、そもそもこれは周知されているのとか、利用者は本当にいないのとかという話で、実態としては、国の資格要件のように2年間限定だとかということで厳しいということで、その方は非常に利用されているという実態はあるもののという中で。

委 員：そこが増えないのはなぜかの。

会 長：だったら、もうちょっと市で、国の要件に関わらず、サポートするのに必要な人がいるのではないだろうかという議論の中で、市でも救うような取組をしてほしいという意見になっています。

委 員：事業に関しては、1人しか、いろんな条件があったとしても、1人しか利用していないということは、ちょっと事業としてはあり得ないというか、もう早くなくしたほうがいいと思います。

会 長：ただ、国の予算がついているので、希望者がいれば、それは使ったらいいよねということとは

あると思うんですけども、もっとほかにも、その国の事業の資格要件に少し外れる方でもニーズはあるんじゃないかというのは、私たちの思いというか、だったと思うんですけども。

委員：よく現場は、法律改正もあるし、ちょっと考え方とか見方が変わってきている。例えば、これの何でそんな状況が起きているのかとか、よく分からないですけども、ひとり親家庭みたいな暮らしをしているけれども、実は婚姻中だと。離婚届が出されていない状態の、実質ひとり親みたいな財源が独り歩きしているけれども、それはもう救うべきひとり親家庭に準ずるんだという見方もあれば、いやでもあくまで婚姻中であって夫婦であって、たまたま別居している。単身赴任家庭との差はどうか。責任があるのは、まずはそういう国とかじゃなくて、夫婦でまず解決してねみたいな見方もある。あまり踏み込めない、情報が限られている中で。それで、離婚後も共同親権をという考え方に今変わろうとしているところで、変えてください、こうやってやってくださいと言ったところで、法律も変わるしなみたいなのところがずれちゃうと思う。

何か問題意識があるところでつまづいたことは覚えているものの、これがアンサーだったっけみたいなのところでいうと、要はちゃんと意味のある事業をしましょうということなんですけれどもね。そんなたった1人のためのならば、そもそも見直すかな。

委員：本当、おっしゃるとおり、ひとり親家庭というのいろいろなパターンがあって、本当に国や都から外れて、市でみんなで支援していこうかというふうに値する方かどうかという、おっしゃるとおり踏み込め切れきれないところもあって、結構内縁関係というのもすごいたくさん、たくさんとは言わないですけども、知っている方で何人もいるので、だから安易に救済できるようなという、この文言はあれですね、市にいきなりぶつけられないかなという、あまりにもあやふやなかんじでというのは。

委員：こういうのが国とか都が実施している事業が下りてきて、市が窓口になっただけなというパターン、結構あるんですよね。そのパターンに近いのかなという気がするんですけども。だから、逆に窓口業務なんて、やらないと上から怒られるんですけども。やっていますという形になって、1人しか来ていないというので、ただ、それは市としてやめられないんじゃないかなという気はします。要らないと言っちゃうと、次が来なくなるので。国とか都から、要らないというのは絶対そこには言わないという前提があるので、それで多分窓口業務でやっているという事業になってしまっているのかなという気はします。

会長：この事業ってそうですよね、確かね。

委員：多分、そうだと思います。お金が来るんで、市もやらなきゃと思って、やってはいるけれどもというパターンかなという気はします。

事務局：そんなパターンですね。断ってしまうと、その1人も救えなくなってしまう。

委員：そうですね。

会長：それは必要ですよ。

委員：断ることはしちゃいけないんです。

事務局：国がひもつきで、お金をつけてやっている事業なので、やらないということはないですね。

ただ、おっしゃっているとおり、うちの市には合っていなかった事業なのかなということはあると思います。確かに、あくまでもうちにはそぐわなかった事業というのはあって、うちに

そぐわない事業を国がやっているのであれば、市で市に合ったものをつくってほしいという意味合いで書かせていただいているんですけれども。ただ、微妙なひとり親ですとか、共同親権も今確かに議論になっていて、それぞれがお子さんの親権者となって、いろいろ決めていくというような話にもなっています。

委員：ひとり親家庭支援というよりも、子育て支援という形のほうが、という形のほうだと思うんですね、結局は。それじゃすごく広い範囲になってしまうので、あえてここでピンポイントで言うのは結構難しいかなという気はするのです。

事務局：確かにそうですね。ひとり親というと、先ほどの今の皆さんの議論の中では、微妙な方とかもあるということですが、子育て支援ということであれば、確かに、微妙なところも包含しているというか、子育て全般に対する意見になっていきますので。

委員：これは、ホームヘルプサービスが利用者1名。

会長：そうですね。去年の答申は、もう具体的にホームヘルプサービスについてという書き方をしています。

微妙な方というのは、要はそんな支援が要らないような人がいるでしょうということですか。

委員：いや、別に支援しないほうがいいんじゃないかという人がいると。

会長：そんなところに税金は使わなくていいんじゃないということですか。

委員：そうです。

会長：支援は要らない人が使っているような。

委員：性善説に立っていない方がいるので。

委員：そのとおりです。

委員：だけの話なんです。

委員：意識的になっている。

委員：そうなんですね。そのほうが、お得だからということでやっている方もいるので、そこまで支援しなくてもいいのかなと。

会長：本当に必要な人には、本当はいつてほしいけれども。

委員：そうなんです。性善説に立てばいいんですけれども、そうでもない方も多いですから。

委員：これを申請することによって、この部分がすごいピックアップされて、活性化されたとしたら、ちょっと本当に微妙な感じかなというふうに思ってしまうので。この文言は載せなきゃいけないんでしょうかね。やっぱり、それか子育て支援という言葉で、本当に幅広くなっちゃいますけれどもね。ただ、ひとり親家庭も子育て支援には含んでいるので。

会長：それこそ、本当にさっきの情報のあれのように、必要な人に必要なということなんですよ。

委員：そう、それでいいですよ。

会長：非常に生々しくて。

委員：生々しくてすみません。

会長：どうしますかね。必要な人にはちゃんとやってほしいという思いは入れたいですね。

委員：それはそうです。

会長：微妙だとは思っていないので、かといって。

委員：ここの課題は、たった1人しか使われていないので、多分それは必要な人で使っているんで

しょうけれども、ちゃんとアナウンスが足りていないんじゃないのみたいなニュアンスで、きつとね、本当の課題は。どこかとの繰り返しの気もしないけれども。

会 長：なので、去年の答申は、ちゃんと周知してくださいという言い方をしていました。今年はそれをもうちょっと、国の要件がどうだとかというお話を伺って、じゃ、それに外れるケースなんかもあるとすれば、市としては、その策を取っているんじゃないかということで、この案になっています。委員のおっしゃるように、外れている人もいるんだから、それにはちゃんと取り組むようにという、もうちょっときちっと言ったらいいんじゃないかと。だから、必要な人の前提で議論しているのです。

委 員：最初は、情報が、1人じゃないというふうに私は考えていたんですけども、いろいろと伺って、条件が結構厳しいですよ。それがあるから、それを申請したくてもできない方が、だから1人しかいないというね、そういう話だと思っていた。だから、やっぱりいろんなあれが、微妙とかというのとは関係なく、本当に必要な人に何か救済できることができないかなというのが、多分去年も、前回も私はそういう意見だったんですけども、だからそれはいろいろな書き方の問題で、ひとり親という言い方じゃない言い方で、でもそういう助成が必要な人というのは1人なわけじゃないですよ、いらっしゃるはずなんです。そういう人をやっぱり市が手を差し伸べるということが必要じゃないかなという、そういう話でいたんですけどもね。

だから、文章のあれはいろいろ変えてご調整ください。

委 員：例えば、ひとり親家庭を支援する事業のように、国や都が実施している様々な事業において、より一層の情報を提供し、救済が必要な方が利用できるような取組をしてくださいとか。

委 員：多分、前回も入っていたと思うんですけども、より周知を、周知に努めるみたいな感じで、おっしゃっていただければですね。

委 員：結構、これ国や都って、うちなんかも補助金とかそういう関係で、手を挙げないとくれないというのが多いので、例えばこういうことに関しても、多分自分から申し込まないと駄目と。特に、年金なんかは申し込まないとくれないなんていうところなので、そういった意味では、情報がない方は、もらえるのにももらえないという方は結構いると思います。利用できるもできない人は結構いるとは思いますが。

ただ、多分ちょっと要領のいい方は申請しないと思います。すると突っ込まれるので。だから、ちゃんとした書類を出すときには、割とこういうのはちゃんとした人しか出さないと思うので、そういった意味では周知のほうを徹底して、こういうのがあるよというのをぜひ、そういう方がピンポイントで、先ほどの話しじゃないですけども、そういった意味の言葉に変えたほうがいいかなという気はします。

会 長：各委員の思いは合っていると思うので、あとは本当に救済が必要なご家庭にきちっと情報等がたって、救ってほしいですよ。要はそうでない方にはやらないというのは書きますか。

委 員：いや、それは別に書かなくてもいいかなという気がします。

委 員：書かなくても、別にその辺に関しては。

会 長：要は、救済が必要な人にきちっと周知して。

委 員：市が窓口なので、ちゃんと届くように。

会 長：届くようにして、ちゃんと支援を受けられるようにと。

委員：そうですね。

会長：努めてくれと。

委員：だから、そういうふうな様々な事業において、支援が必要な方が支援を受けられるように、市が率先的に努力してくださいとか。

会長：充実とかではなくて、きちっと取り組んでくれと。

委員：取り組んでくれと、届くように。

委員：何か、この事業の課題の番号とかがあるんですけども、課題2が配慮が必要な人への支援、ひとり親と外国籍市民というふうになっているので、もしそこをぼやかすんだったら、配慮が必要な人とかという表現だとうまくつながるのかなと思います。

会長：そうすると、先ほどのひとり親家庭サポート、国の事業というよりはもっと広がりますよね。それはそれでいいですか。ここは、どちらかというところ、その事業がずっと来て、国の事業ではなかなか救えないので、市としてもサポートしていただきたい流れで、去年も今年も来ていますけれども、もうちょっと広くして、配慮が必要な家庭への支援事業について、情報の周知と救済できる取組をしてくれみたいな。

委員：配慮が必要な方に、確実に利用ができるように、市が取り組む努力をしてくださいとか、取り組んでくださいとか。

会長：というふうにしますか。要は、ひとり親家庭ヘルプサービスにもうあまりこだわらないで。

委員：私は、こだわらなくていいのかなと思います。結果、ひとりだけだし。周知してくださいでもなかったもので、条件が厳しいという話だったので。

会長：だとすると、もう一度原点に戻って、配慮が必要な家庭に対する支援をきちんとやってくれという言い方でよろしいでしょうか。じゃ、事務局、お願いします。

目標2につきましてはいかがでしょうか。

委員：事務局からのご説明にございましたとおり、最初の段落、第1段落は、去年のをそのまま参考にしていますというお話ございましたけれども、去年のは、男女間における暴力の防止については、人権教育を含め、小中学校において人権尊重の理念に基づき、発達段階に応じた、ここまですべて去年と同じ文言ですので、ちょっとここをまず冒頭に持ってくるということについて、この会議の中で、子どものときからの人権教育がとても大切ですよという話が出たと思います。ですので、男女間における暴力の防止については、子どものときからの人権教育が大切です。まずその一文を持ってきて、それから、小中学校においては、人権尊重の理念に基づき、発達に応じた人権教育を今後も行ってくださいとか、そんなような文言でいかがでしょうか。

会長：いかがでしょうか。

委員：いいんじゃないでしょうか。「今後」は要らないかなと思います。その下の間なんですけれども、継続って今後のことだから、短くするのであれば。継続してくださいでもいいかなと思います。

委員：そうですね。

委員：継続は要らない。

委員：どちらか。どちらかでいいかなと思って。

会 長：私は、「今後も」なのかなと思ったんですけども。

委 員：「今後も」だったらいいかもしれないですね。「今後、」が何か連続しているので。

委 員：そうですね。

会 長：「今後も」かなと思います。

委 員：しっかりやってくれということを言いたいんだな。

会 長：この事業ももう6年、5年やっていますし、やっているものはちゃんとやってくれというのが、だんだんそういう思いかかなと思います。

あと、よろしゅうございますか。

委 員：あと、やっぱり4行目にまた「今後、」があります。5行目かな。

会 長：そうですね。

委 員：性の多様性について、ちょっとだけいいですか。私、これ理解がちょっと追いついていないかもしれないんですけども、性的少数者の方が自分らしく生きることを尊重できる社会の形成と、その性の多様性について学べる機会をということ、どっちについても学びなさいというふうにつながっていくのか、社会の形成を目指してみたいな、何か目的のことを言っているのか、ここがちょっと理解が追いつかなかったの、社会の形成について学びたいのか、社会の形成を目指して学ぶのか、どっちの文脈だったんだろうと思いましたという質問です。

事務局：社会を形成するということと、学べる機会を継続するという、まだそういった性の多様性を、前は夫婦別姓の話とかがあって、夫婦別姓の議論があったんですけども、今法律でどちらかの氏を名のらなきゃいけないということがあって、夫婦別姓を名のることができないんですね、法律上。なので、それを言ったとしても、市としては法律がそうなっているからできませんという話になっているので、そういった社会というのを形成、変わっていくような話というところの議論だったと思っています。

委 員：でも、性的少数者ではないということですかね。

事務局：あと、いわゆるパートナーシップ制度も関係ありまして、氏の話とパートナーシップ制度の話の議論の中で。

委 員：どっちにしたほうがいいんですか。夫婦別姓は別に性的少数者の、これ言えなかったですけども、くくりじゃないですよ。誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指してとかでも、前半は。性的、性の多様性とかを前半抜かして、ただちょっと後半が性の多様性について出てきちゃうので、ちょっとこのひもづけがあればなんですが。だけにするのであれば。

会 長：どうしますかね。

委 員：何か、全体的に性の多様性とか、性的少数とか、性のニュアンスが強いので、前段は別に、誰もが自分らしく生きることを尊重する社会の形成を目指して、で、小中学校における性の多様性に関する学びの機会を今後も継続して提供してくださいとか。何か同じワードが結構多い気がしたので。

会 長：確かに、性とか、性的というのが3つ並んで。

委 員：何かちょっと印象が強過ぎるかなという気は。

会 長：むしろこの少数者の方が自分らしくという、その自分らしくというところをもっと前に出し

て。

委員：フォーカスして、別に誰もがいいんじゃないでしょうか。先ほどの名字の話とかをちょっと入れるようにしたら。

会長：誰もが自分らしく尊重できる社会の形成と、小中学校から性の多様性についてというほうが、ダブリ感はないですかね。

委員：そうですね。

委員：性的少数者のみではなく、みんなが当事者なので、誰もがの方がいいと思う。

会長：よろしいでしょうか。

ほか、よろしゅうございますか。

(はい)

目標 3 男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実」について

会長：それでは、最後の目標 3 のほうに入りたいと思います。事務局からお願いいたします。

事務局：それでは、目標 3、男女共同参画社会実現に向けた推進体制の整備・充実について、説明いたします。

目標 3 をご覧ください。

1 段落目ですが、目標 3 の教育のところは、バイアスのかかる問題として、性別のことなどの問題を男女共同参画の視点で小中学生から学べるようにとのご意見をいただきました。その中で、生徒が自ら考え、学習することが大切だとかのご意見をいただきましたので、このような内容で入れさせていただきました。

2 段落目ですが、審議会の女性比率については、より具体的な表現で入れてもいいのではないかというご意見がございましたので、残り 4 年間や令和 12 年度末で 40% を目指すなどの表現を追加しました。

さらに、「困難な状況です」や、「意識的に女性委員を登用させるなどの努力をしてください」や、「目標値を定め、達成してください」といった、より一層強い表現に修正いたしました。

3 段落目ですが、前回の答申案の後半部分に記載しておりました市の女性管理職に関する内容については、独立して書いてほしいとのご意見をいただきましたので、段落を分けました。また、内容についても、充て職のために増やすというものから、女性が昇任しやすい環境整備に関することに変更しております。

今回の答申案で、女性職員の「昇格」に関してと記載しておりましたが、「昇格」ではなく、正しくは「昇任」でした。次回の答申案で修正させていただきます。

事務局からは以上です。

事務局：ごめんなさい、もう一つ。

答申案の中に、女性比率、書いてあるんですが、先ほど申し上げたとおり、数字が変わっております。こちらにつきましても、次回の答申案を出させていただいたときに修正をさせていただきますので、申し訳ございませんが、よろしくお願いします。

以上です。

会 長：ありがとうございました。

32. 6 じゃなくて、32. 5 ということですね。よろしくお願いします。

大きく3つの段落があるかと思います。教育の場における推進、それから審議会の比率、それから、最後、市の職員の、女性の職員の活躍というふうになります。いかがでしょうか。

ちなみに、最後の女性職員の活躍推進については、昇任に関して躊躇する女性職員が要ることから、育児期間中に代替職員を配置する等、環境を整備してくださいというような、ちょっと私、意味があまり分からなくて、ちょっと事前に伺いましたけれども、要は、女性が係長、管理職になると、その職、例えば妊娠出産休暇、育児休業等、休職等々、それに代われないというようなこととかで、やっぱり自分は一担当でありたいみたいなことがやっぱりあって、希望しないというようなお話で、であれば、休めるように育児期間中の代替職員を配置するみたいなことで、休めるんではなかろうかみたいなことを言って、書いているんですけども、これではちょっと読み切れないので。

その話を聞いて、私が思ったのは、あまり育児期間中とかいうよりは、今、男性女性あまり関係なくて、管理職になりたくないという世の中の、きっとあるんですけども、特に女性は、やっぱり非常にまじめに取り組む方が多いので、そういう傾向はあるようで、むしろ女性の働きやすい環境とか、職場環境を整備してとか、育児期間中の代替要員といっても、何かちょっと現実的じゃないような気もするので、ちょっとそういう文言ではどうかと。要は、女性が管理職を諦めないような働き方の改革とか、職場環境づくりの整備をしてくださいみたいな、そんなところかなというのは、ちょっと今、聞いていて思ったんです。

すみません。じゃ、前段に戻ります。段落ごとにまいりたいと思います。

教育の場における男女共同参画の推進についてという点については、いかがでございましょうか。

委 員：いいと思います。

会 長：よろしいですか。

ここは、先ほどの目標にも、やっぱり教育は大切というところでありますけれども、ここではまた言いますということで。

次の、審議会の女性比率についてということでございます。

委 員：すみません、その前の段落の、「ための、」の後の点は要らないんじゃないでしょうか。3行目です。「ための、」で、点が入っているので、この点は要らない。

会 長：ありがとうございます。

委 員：点は要らないな。

会 長：すみません、専らそういうチェックは委員に頼ってしまいますので。

審議会につきまして、いかがでございましょうか。

これは、今までと比べるとかなり具体的に言っているというか、言いますので。

委 員：いいと思います。

委 員：いいんじゃないですか。一番最後の各年度で目標値を定め、達成してくださいと、ここが大事ですよ。

会 長：もうあと4年しかないの。

委 員：これはね、もうあと4年というより、遡って、私がやっても、相当前からこれ全然伸びていないですよ。だから、いろんな例で、変な話をすると、やる気があればできる場所なんです、これは。世の中のいろんな事例を見るとね。何か問題が起こると、すぐこれ修正できるような場所なんです。だから、ここの各年度で目標を定めというところは非常にいいんじゃないですか。もう各審議会等にパーセンテージ高めるための設定してもらおうとね。設定するだけで、意識が大幅変わってきますよ。充て職なんかいったら、もういつまでたってもできないです。

会 長：実際、4年といっても多分改選期があると思うんです。あと1回しかないとか。

委 員：2年に1回とかね。

会 長：もうあと1回しか改選期がないとすると、そこで達成しないともうおしまいみたいのもあると思うので、それを機に、今年、来年は無理だけれども、改選期で達成するとか、そういうことなんだと思うんです。そこまで書くと何か、お子に言っているみたいなので。

委 員：いいんじゃないですか、この書き方で。

会 長：そういう意味では、各年度での目標値を定め、確実に達成してくださいみたいな言い方でいかがでしょうか。

じゃ、最後の女性職員のところは、ちょっと私、申し上げたように、活躍については、例えば女性も管理職を、ちょっとこれがいいかどうか分かりませんが、諦めないような意識改革、働き方改革、職場環境整備をしてくださいと、ちょっと漠然としちゃうんですけども。もうちょっと何か気の利いた言い回しがあれば、お願いします。

委 員：ここは、育児期間中と書いていますけれども、これは育休期間中のことですか、どちらですか、何ですかね。

事務局：これは幅広いですよ。

事務局：妊娠出産休暇、育児休業とか、そういったもの。

委 員：妊娠出産休暇、育児休業はありますよね。

事務局：なので、そういう。

委 員：育児期間中といたら、何かこう。

事務局：産休が入らなくなっちゃうなと思って。

委 員：なら、2つ書けばいいじゃないですか。

事務局：はい、それでも。なので、1つにまとめたときに育児というふうに。

委 員：市役所のほうでは今、あれですかね、妊娠出産休暇とか育児休業のときに臨時職員を雇ったりして充てるとか、そういうのはやっていないですか。それはたしか予算がついているはずなんですけれども、そういうのが。

事務局：任用職員は充てたりはしています。

委 員：充てたりしているでしょう。ただ、それが役職になったときに、なかなかできないというのが実態なんです。係長とかね、役職あるところに臨時職を充てるというのはなかなかできなかったんですよ、私も経験あるけれども。係員だったらできるけれどもね。

だから、そこの係長とか役職になったときに、女性職員が非常に育児に、遅くまでね、責任感があるから、そっちのほうにとらわれて支障を及ぼすというので、なかなか手を挙げない。

事務局：まさにおっしゃるとおりです。

委員：そこが問題なんだけれどもね。

事務局：そこがあるので、そこに手を入れてほしいという意味合いで書かせていただいているところですので。

委員：そこをはっきりね、書いてもらえればいいかな。

事務局：委員のおっしゃるとおり、その問題意識があるんじゃないかということなので、係長職もできる代替職員を充ててくれないかという意味合いは入れていただいたんですけれども、ただ、会長おっしゃるみたいに、現実的ではない部分もある。そもそも係長ができる職員を充てられるかという。

委員：いや、難しいんですよ。

事務局：確かに、そういうところもご指摘があるとおりでと思うので、ちょっと。

委員：それはね、課長がやるんですね、普通は。上司が兼務するんですよ、普通は。

事務局：今、私、実は係長兼務、ここの係じゃないんですけれども、別な係を。

委員：そういう形なんです。課長が係長を兼務するんですよ。できないことはないんだよ。

事務局：ただ、それだと、今のままなんです。ですので、今のままだと、そういう、多分課長が係長兼務になるということで、そういう意識があるので、係長はちょっとなど思われちゃう方がいるのかなと。そういう今の現状ではないような現状にするための手だてというところで、書かせていただいたところです。なのでちょっとお知恵をいただければなど。

委員：分かりました。難しいですね。

会長：私も、上位代行じゃないとは言いましたけれども、それもなかなか難しい。

委員：いろんな東大和市の市役所の女性職員とお話していると、やっぱり課長がするといったって、物すごくプレッシャーがあるわけですよ。そういうふうになるというのを知っているから。だから、係長の試験に手を挙げないという。

委員：そこをね、どういう形で解消するのか、結構難しい問題だよな。

委員：本当、それこそ意識改革と環境整備しかないですよ、もう。

委員：そうなんです。意識改革と環境整備だよ。

会長：ちょっと私は、この代替職員というのがまだよく分からない。これだけじゃないなと思ったので、意識改革、環境整備、あとは働き方改革ですか、やっぱり管理職になると、やたら仕事の負担が多くなったりとか、最近逆に一般の人は早く帰れみたいになっていますし。

委員：そうですね、働き方改革というのも、よく今使われるワーク・ライフ・バランスとか。

会長：そういうのをやっていかないと、女性の負担が増えるし、減らないしと言ったほうがいいですかね。管理職というのは、基本的にはあまり誰もやりたくない常識になっていますけれども、特に女性の場合は。なので、うちなんかは普通の民間企業ですけれども、もう若い頃から女性に対しての意識、管理職になるための意識改革研修みたいなのをずっと続けていますけれどもね。

委員：この育児期間中というのはどれぐらい、幼稚園までのことを言っているのか、小学校までのことを言っているのか、子どもが。どういう範囲でこれは言っていますか、ここは。

事務局：育児期間は3年間取れて、その後3年間ぐらいは時短。

会 長：時短勤務もあって、小学校。

委 員：時短勤務ね。

事務局：大体小学校上がるまでが、時短が取れる。

委 員：小学校上がるまでね。

事務局：上がった後は学童とか、ランドセル来館というような形で、ヘルプというか、働きやすいようにはさせてはいただいていますけれども。

委 員：小学校に上がるって、子ども1人だったらそれでいいんだけど、2人目、3人目とおると、ずっと続くんですよ。

事務局：2人目、3人目だと、おっしゃるとおり、まずはその生まれた子に対して3年。

委 員：そうなりますからね。

事務局：はい。

委 員：だから、続けて育児休暇取っている人、3年ぐらい取っている人も知っていますけれども、物すごく恐縮していましたよ。

委 員：そういう文脈なら、私も両立支援というテーマは、本業とまた別に勉強したりしていたので、管理職になりたがらない女性の問題とかも聞いたこともある中で、女性が頑張れはもう限界だということがある。結局男性の育児・家事分担というのが、もっと本当に平等になっていかないといけない。ただただ働くママが疲弊していくという議論はある。だから一時は男性の育児取得をして、生まれたときから育児に携わり、育休明け後も当事者に、両立は男女ともという。そういう中で育児というものの両立だけじゃなくて、人はそれぞれ介護とか、そういう事情が出てくるものですから。もうみんなの問題、女性の話じゃなくということが切り口なんじゃないのかなと。

この数字、伸びないという話、ありますけれども、男性の育児取得率自体はびっくりするぐらいに伸びている。30年で300倍以上、それは最初が0.12なんて、少な過ぎたおかげですけれども、去年が40%台に乗り、その前が30%台でした。何かが突破すれば一気に伸びることはあって、その流れもあるところなのです。ちょっと、ここの文言をどうするかになりますけれども、女性の問題だけじゃないということが切り口かなと思う。代替職員の話だけじゃ、多分ないと思うんですよね。誰もがキャリアとの両立は、男女ともに、女性だからそこは後回しでいいじゃないし、男性も両立を考えなきゃいけない。男性自身が育児や介護というのを優先せざるを得ない時期もある。自分が病気になるとかもある。

それも選べる自由があってとか、もう全体の変化を含めての環境整備なんです。けれども、その先におのずと、当たり前のように女性の比率が増えてくると思う。そういう社会になっていくかなと思うんですけれどもね。何かいい文言を。話を広げてみると、話題の提供になるかなと思う。

会 長：ありがとうございます。非常に実践に即したご意見なので。

委 員：女性に限定しなくてもいいのかなと、今のお話を聞くとね。逆に、育休なんかも、民間とか市だと取りづらいかもしれないですけども、徐々に取りやすくなっていて、実はうちの息子も都の職員なんです。けれども、半年育休取ってまして、今お休み中なんですよ。ただ、ボーナスはゼロだと言っていましたけれども、給料は若干は出るけれどもと。

それを含めた形で、男がちゃんと育休を取れるようになると、女性のほうも働きやすくなるのかなという気はします。嫁さんのほうも保育士さんなんですけれども、やっぱり育休は取っていますけれども。そういった面では、女性職員というふうに限定しない形で、職員が活躍推進といって、昇任に関しては、男性職員も女性職員も躊躇する中でという形ですかね。そういった形の育休制度の積極的な、男女ともに積極的な利用をもって、周りがサポートするような環境を整備してくださいとか。

委員：ここは、そもそもあれでしょう、女性管理職の比率の話から出ているところなんです、ここは。だから、その最初の段階の係長になる、その辺のところをちょっとと言わんとしているわけね。

会長：そうです。

委員：私の知っている人では、共働きで男性が育休を取って、2人同じ職場で、女性のほうが給料が高かったもんだから、あなた休みなさいといって、男性のほうが1年間休んでいたというケースもありますけれどもね。個々、その家庭ですよ。

委員：今、制度も変わっているみたいで、育休を細切れで取るとか、新生児の段階のときにちょっと取って、あとは慣らし保育が必要なタイミングで取ったりとかする。あと半年交代とか、まずママが産褥期の休みも産休の延長でやって、でも長く休み続けると、ママのキャリアに影響があるから、割と早めに復帰する。でも、乳児の段階で保育園って心配だよね、パパが育休を取るみたいな感じで、1歳過ぎまで体力がつくところを、夫婦が交代で育休を取るとかで、育休明けこそ大変なんですけれども、その両立も、ママ頑張ってるね、パパは今までどおり稼ぐわという形じゃなくて、お互いに柔軟に協力できるところはするという話があって、やっと女性が、私、管理職頑張れると思うとなるんじゃないのかな。ママたち側だけ意識変えてねとかは多分無理で、多分そういう話に通じるだろうなと読みました。

でも、表現はもうお任せする感じです。情報提供だけ。

会長：ありがとうございます。

お時間も押しているのです。おっしゃるとおり、これは女性だけの話じゃないのはもう当然だと思っています。ただ、今のこの市のいろんな話を聞く限りでは、まだまだ女性にフォーカスしていったほうが動きやすいのかなというの、私は思っていて、まだまだそこまで進んでいないのではと危惧しているので、やっぱりもうちょっと女性の働きやすさとか、結果的には、それで管理職に手を挙げる人も増えていくということなのかなとは、私はそう思います。

なので、皆が働きやすい世界というのは、一番それは女性だって男性も、LGBTQもみんなそうなんですけれども、ちょっとまだまだ女性について言ったほうがという気はしています。

副会長は、あえて女性と言わなくてもいいんじゃないということたまにおっしゃるので、ちょっとそこは、彼女とも相談して。

委員：ここは、女性管理職の話から来ていて、女性の話ですよ。

会長：そうですね。なので、私は女性ということは残したいかなというのは、私の意見です。全く駄目よということでなければ、ちょっと副会長とも話して、来月のこの文章にしたいと思うんですけれども、よろしいですか。

委員：お願いします。

会 長：思いは共通で合っているのだと信じていただいて。

(はい)

会 長：以上で、全体が終わりましたが、何か忘れ物とかあれば。言い忘れとかですね。これはというのがあれば、もしあればまた事務局に、私にもお声がけいただければと思います。

以上でよろしければ、今回の審議は一旦これで終了ということにしたいと思います。これを踏まえて、修正案を来月に向けて作成します。

委 員：お願いします。

3 その他

会 長：じゃ、次回につきまして、事務局からお願いします。

事務局：それでは、次回審議会の開催についてご説明をさせていただきます。

次回、第5回の審議会につきましては、12月18日木曜日の開催となっております。場所につきましては、今回と同じくこちらの中央公民館の301学習室でございます。審議会の冒頭でもお伝えしましたとおり、次回が最後の開催となりますので、皆様、よろしくお願いいたします。後日、開催通知で詳しくはお知らせをいたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

4 閉会

会 長：ありがとうございました。

今回は12月18日という、もう年末も押し迫っていますが、ご予約つけて、ご参加ください。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして終了いたします。どうもありがとうございました。

—終了—